奈良県公安委員会告示第68号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14第1項の規定に基づき、年少射撃資格の認定のための講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第29条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月12日

奈良県公安委員会 委員長 菊 池 攻

1 開催日時

平成23年8月2日(火)午前9時30分から午後2時30分まで

2 開催場所

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部聴聞室(奈良県分庁舎1階)

3 定員

20名

4 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、年少射撃資格の認定を受けようとするもの

- 5 講習内容
 - (1) 空気銃の所持に関する法令
 - (2) 空気銃の使用の方法
- 6 受講手続

受講しようとする者は、講習日の1週間前までに、次により申込みを行うこと。 なお、定員になり次第受付を終了する。

(1) 申込場所

住所地を管轄する警察署(御所警察庁舎及び十津川警察庁舎を含む。以下同じ。

-) の生活安全課(係)
- (2) 提出書類

ア 年少射撃資格講習受講申込書 2通

イ 写真(申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの) 2枚

7 講習手数料(受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。) 9,700円

なお、講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

- 8 その他
 - (1) 携行品筆記具及び印鑑
 - (2) 問い合わせ先
 - ア 奈良県内の警察署生活安全課(係)
 - イ 警察本部生活安全部生活安全企画課電話番号0742-23-0110 内線3045